

「行動しよう 消費者の未来へ」を合言葉に

# 5月 は消費者月間

悪質商法や詐欺、食の安全を脅かすような事件や事故など、身近で起こる消費生活トラブルに巻き込まれないよう、消費者月間を機会にあらためて考えてみましょう。

## ¥ 消費者被害の動向

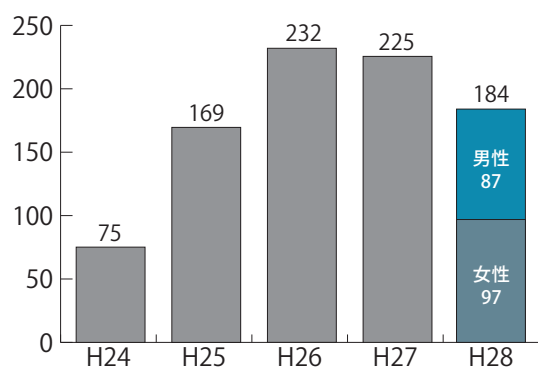
消費生活に関するトラブルは、年々巧妙、複雑になっています。近年の情報通信技術の発達に伴い、通信サービスの普及が進み便利になった反面、ウェブサイトを利用したデジタルコンテンツや、インターネット接続回線、携帯電話サービスなどの通信サービスに関する相談は増加しています。

また、詐欺的トラブルなど、高齢者が巻き込まれる消費者被害の件数は、高齢者人口の伸び以上に増加しています。しかし、一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者が増えているため、被害に気づかない、相談する人がいないなど、相談に結びつかない傾向もあり、訪問支援などによる積極的な見守り対策やサポートが求められています。

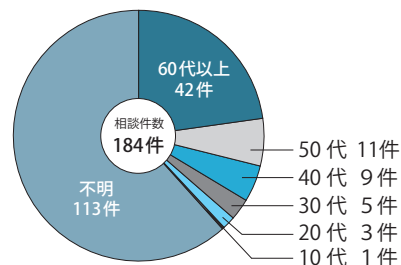
## ? 最近の相談状況は

平成25年4月1日に「長門市消費生活センター」が設置されて以降、相談件数は増加傾向にありましたが、平成28年度は減少しています。

■年度別相談件数（単位：件）



■年齢別内訳 (H28)



## 《相談内容ランキング（年間）》

- 1位：運輸・通信サービス
  - 2位：金融・保険サービス
  - 3位：食料品
- （平成26年、27年、28年ともに）

■相談内容

| 商品・サービス   | 主な相談事例                                                         |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 運輸・通信サービス | ・アダルトサイトのワンクリック請求<br>・光回線の契約・解約・乗換え                            |
| 金融・保険サービス | ・債権回収業者からの過去の債権の請求<br>・過去の債務整理<br>・各種生命保険契約<br>・株、投資商品の不審な電話勧誘 |
| 食料品       | ・電話勧誘販売での健康食品等の契約・解約<br>・しつこい勧誘による購入契約                         |
| 教養・娯楽品    | ・通信販売で購入したブランド品<br>・資格商法の二次被害                                  |
| マルチ商法     | ・ネットワークビジネスの勧誘<br>・契約・解約のトラブル                                  |
| 訪問購入      | ・古着などの買い取りの電話勧誘                                                |
| 他の行政サービス  | ・行政機関をかたる不審電話                                                  |

## ！ こんな悪質商法に注意！

### 手口① 訪問購入

「不要な古着を買取る」などと電話をかけ、その後訪問した業者が自宅に上がりこみ、古着以外の貴金属などを強引に安値で買い取っていった。

### 《対策》

- ①訪問を希望しない場合・売却したくない場合はきっぱりと断る
- ②事業者の連絡先や物品の種類、購入価格などが記載された書面を必ず受け取る
- ③契約後8日以内にクーリングオフする。ただし、返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないことがあるため注意が必要

### 手口② 架空の未払金請求

利用した覚えがない有料サイトの料金を請求するメールが届いた。「期日までに連絡しないと、法的手段に訴える」と書かれている。

### 《対策》

- ①「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をおおるようなことが書かれていても絶対に連絡しない
- ②利用した覚えがなければ決して支払わず無視をする

### 手口③ 不審電話（個人情報削除）

公的機関をかたつて、「あなたの個人情報に漏れているので削除してあげる」と電話がかかってきた。

### 《対策》

- ①相手にせずにすぐ電話をきる
- ※公的機関が「個人情報削除してあげる」などと言うことは絶対にありません。いったん削除を依頼してしまつと、第三者を装った人物が複数登場してくる劇場型詐欺に展開していきます

## 被害にあわないための8カ条

- ①見知らぬ人・怪しい人は玄関に入れない
- ②うまい話や契約などを急がせるものには、十分注意する
- ③商品が本当に必要かどうかよく考え、判断に困つたらいったん断る
- ④その場ですぐに決めないで、家族や知人に相談する
- ⑤必要なければ、キッパリ断る
- ⑥内容をよく確認し、理解できない場合は契約しない
- ⑦貯金通帳や印鑑、クレジットカードなどを見知らぬ人に簡単に渡さない
- ⑧強引な勧誘やしつこい場合は110番通報する

## 出前講座

### 「出前講座」申込受付中

- 講師 消費生活相談員
- 対象 いきいきサロン、婦人会、老人会など
- 開催日時 月々金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
- 内容 講話、クイズ、寸劇、DVD上映など
- 申込方法 消費生活センターに備え付けの申請書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入して提出



▲出前講座の風景

## 大会のお知らせ

- 「第39回山口県消費者月間大会」開催日時 5/26（金）13：00～16：00
- 場所 ときわ湖水ホール（宇部市大字沖宇部254）

### ■内容

- ・消費者啓発の標語入選作品表彰式
- ・記念講演「笑って学ぼう！悪質商法撃退術」
- ・講師 啓発落語人 夢見亭わっぱ氏
- ・主催 山口県、宇部市、山口県地域消費者団体連絡協議会
- ※参加無料、誰でも参加できます
- ※手話通訳・要約筆記あり

## 困ったら、まず相談

消費生活に関するトラブルなどで困ったときは、一人で悩まず、まずは相談してください。問題解決に向けた助言やあつせん（解決へのお手伝い）、情報提供などを行います。

### 《相談するときのポイント》

- ・早めに相談すること
- ・原則、契約者本人が相談すること
- ・契約書などの関係書類をできるだけ準備しておくこと
- 各種相談・申し込み・問い合わせ 長門市消費生活センター

TEL 23・1115

- 受付日時 月々金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00
- 場所 長門市消費生活センター（市役所本庁1階市民課内）
- ※相談室完備